

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I  
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	大阪市教育委員会
指定したモデル地域名	大阪市

概 要

モデル地域の構成（平成 27 年 5 月 1 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
大阪市	特別支援学校（知・肢）1
大阪市	特別支援学校（知）1

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

（1）東住吉特別支援学校

平成 25 年 4 月に開校した大阪市初めての知肢併置校である。隣接して大阪市内で初の小中一貫校である「やたなか小中一貫校」（矢田小学校・矢田南中学校）が平成 24 年度設置されており、本市として「交流及び共同学習」を進めるモデル地域として検討していたところである。東住吉特別支援学校においては、専門性をもった教員を多数配置し、地域のセンター的役割のモデル校としても位置付けており、豊富なノウハウと人材がある。

（2）東淀川特別支援学校

平成 27 年 4 月 1 日に開校した知的障害特別支援学校である。JR 新大阪駅から南東 600m に立地しており、旧大阪市立中島中学校跡地を転活用して開校した。東淀川特別支援学校の近隣には、むくのき学園（小中一貫校）をはじめとして大阪府立柴島高校、大阪府立北淀高等学校などがあり、地域の学校園との学校間交流及び地域交流を教育課程に位置付けていく予定である。

また、本市では「共に育ち、共に学び、共に生きる」教育を推進しており、平成 27 年度より本市におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実として、重点施策を実施している。障害のあるなしに関わらず、地域でどのように学び、どのような合理的配慮が必要か、実践研究を進めていくため、本事業と関連させる形で、東淀川特別支援学校を中心にモデル地域として設定することが適している。

## 2. 取組の概要

大阪市立東住吉特別支援学校では、①居住地校との交流及び共同学習、②近隣のやたなか小中一貫校との交流及び共同学習（学校間交流）、③やたなか小中一貫校における通常学級と特別支援学級の交流及び共同学習と3つの課題に取り組んだ。

東住吉特別支援学校では、小学部2事例、中学部1事例で研究を行った。知的障害教育部門小学部3年生児童の事例では、毎月1回程度、半日または全日、居住地校で交流学習を実施した。給食・清掃時間・遊び時間等も共に活動し、体育や小集団で活動できる社会科の授業に参加した。特別支援学級では国語と算数の授業において、課題に応じた学習を行った。

大阪市立東淀川特別支援学校には外部専門家2名と合理的配慮スタッフを配置した。「交流及び共同学習推進委員会」を設置し、学校の体制や方針を明確にした。「居住地校交流の手引き」を早期に作成し、実施校への働きかけを行い、近隣校交流を進めるうえで、「交流及び共同学習推進委員会」に企画と実行についての窓口としての機能を持たせ取り組むことができた。

合理的配慮スタッフを配置し、校内の指導体制が確保できた。外部専門家による研修では、地域の学校園の教職員と共に学ぶ機会を設け、合理的配慮等の今日的課題について共通の認識を持つことができた。交流教育にかかる事前・事後の連絡会において、指導案等をもとに、個々の教育的ニーズに応じた合理的配慮についての検討を重ね、対象児童生徒にとってわかりやすい教材・教具の活用を進めることができた。

教育委員会指導主事が各校の委員会や関係校連絡会に参加して、合理的配慮についての指導助言を行った。交流及び共同学習の機会に参加し、授業観察を行うとともに、事後に授業や指導方法に関する助言を行った。

2校のモデル校の事例を冊子としてまとめ、市内のおよそ500校園に配布し、交流及び共同学習の成果を広げることができた。

### 3. 成果及び課題

#### 【成果】

#### (1) 東住吉特別支援学校

##### ア知的障害教育部門小学部の事例

平成27年度、毎月1回程度、半日または全日、居住地校で学習するにとどまらず、給食・清掃時間・遊び時間等、共に活動した。通常学級での授業では、共に楽しく活動できる体育や、小集団で活動できる社会科の授業に参加し、特別支援学級では国語と算数の授業において、本児童の課題に応じた学習を行った。東住吉特別支援学校教員と居住地校教員とが互いの児童にとって関わりやすい機会の設定や助言・支援を行うことにより、休み時間や給食場面等で、児童同士が話をしたり遊んだりする場面が多くみられるようになった。本児は友だちとの関わり方を学ぶことができ、居住地校児童も本児とのよりよい関わり方を学ぶことができた。

##### イ肢体不自由教育部門小学部の事例

小学部1年生から1年に数回、交流及び共同学習を継続している。学級での授業や学年での活動、学校行事など様々な学習に参加し、共に活動することで、居住地校の児童からの声かけやサポートを受ける場面が多くみられた。本児も実践を積み重ねることで、年々のびのびと活動できるようになってきた。

##### ウ肢体不自由部門中学部の事例

平成27年度は、居住地校の体育大会へ参加した。また、出場する競技の選定や、ともに競技を行うための動線について、両校教員で話あった。教科学習への参加については、本生徒が活動に参加しやすく、また居住地校生徒とともに活動しやすい実技教科を中心に授業を設定した。本生徒は、これらの交流及び共同学習において、表情や身体を動かして自分の思いを居住地校生徒に伝える場面が増えてきた。居住地校生徒にとっては、本生徒との関わりを通して、ともに活動する際の支援や配慮を考える良い機会となった。

#### (2) 東淀川特別支援学校

平成27年度、インクルーシブ教育システム構築事業（交流及び共同学習）のモデル校に指定を受けたことで、校内に交流及び共同学習推進委員会を設置し、学校の体制や方針を明確にして進めることができた。具体的には、「居住地校交流の手引き」を早期に作成し、実施校への働きかけを行い、近隣校交流を進めるうえで、交流及び共同学習推進委員会に意思決定と企画と実行についての窓口としての機能を持たせることができた。

モデル事業において合理的配慮スタッフが配置されたことにより、校内の指導体制が確保できた。結果として、居住地校交流を行うことによるデメリットが生じるのではないかという保護者の懸念が払しょくできた。今後の実施に向けて、ボランティア育成や、双方の学校の情報共有により効果的で効率の良い実施につながる多くのヒントを得た。

外部専門家による研修では、自校にとどまらず地域の学校園の教職員と共に学ぶ機会を設けることができ、合理的配慮等の今日的課題について共通の認識を持つことができたことは、今後の交流及び共同学習の推進に大きく寄与するものと考えている。また、知的障害児への具体的な関わり方や自発性を引き出す指導法について学ぶ機会を得たことも、自校ならびに近隣校の教職員にとって効果的な研修となった。

## 【課題】

### (1) 東住吉特別支援学校

肢体不自由教育部門において、居住地校交流に対する保護者のニーズはあるものの、双方の児童生徒にとって共同で学習できる内容の設定や、目標の設定は、教員間で互いの児童生徒の実態および交流時の目標・評価について十分な話し合いが必要であり、時間的な制約もある中で、計画的に進めなければならない。居住地校交流における成果について評価検証し、実施マニュアル等を作成し、計画から評価までのP D C Aサイクルに則った運用を実施することが今後の課題である。

特別支援学校に勤務する教員として、児童生徒の実態に応じた「合理的配慮」の提供及び情報発信をする必要がある。

交流及び共同学習で、児童生徒が生き生きと授業に参加し、共に教育効果が達成できるように、校長のリーダーシップのもとに特別支援学校、居住地の小学校、中学校にさらに取組についての理解・啓発を進めていく必要がある。

### (2) 東淀川特別支援学校

交流及び共同学習は学校間交流をベースとして実施することになる。したがって、実施する両校の教育課程に位置づいた計画が必要であり、それぞれの学校での評価を相手校と情報共有しながらすすめたことが内容の充実につながった。

今後は、小学部で居住地校交流を一層推進していくために、児童や保護者の意向を丁寧に聴取したうえで、例えば、双方の学校でどのようなことが行われているのかを伝えあうところから相互理解につなげ、児童の活動の場が居住地で広がるように取り組んでいきたい。また、近隣校交流では、参加児童生徒自身が活動について成果が確認できるよう、「交流ノート」を双方の学校で工夫して作成する等の共同作業を通して、より内容の充実につなげることができると考える。